

改訂 2017年 6月 4日

制定 2006年 11月 18日

版番号 06

樽前会 西日本支部会則

苫小牧工業高等専門学校同窓会西日本支部



INDEX

- | | | |
|----|-----|-------|
| 1. | 第1章 | 総 則 |
| 2. | 第2章 | 会 員 |
| 3. | 第3章 | 役 員 |
| 4. | 第4章 | 会 議 |
| 5. | 第5章 | 会 計 |
| 6. | 第6章 | 事 務 局 |
| 7. | 第7章 | そ の 他 |

制定・改訂履歴					
改訂番号	発行日(YY.MM.DD) 発効日(YY.MM.DD)	制定・改訂の内容	承認	確認	作成
00	2006. 11. 18	制定	植木	南部	村上
01	2007. 8. 9 2007. 8. 10	本校同窓会の名称制定に伴い支部名称の表現改正	植木	南部	村上
02	2009. 3. 14 2009. 3. 14	慶弔条項の追加および役員名簿改定(赤文字部) 条文:全 25 条から 26 条に 1 条増える	中村 (洋)	南部	村上
03	2012. 3. 11 2012. 3. 11	役員数及び役員名簿改定(赤文字部) 支部長就任のルール化追加	原口	植木	中村 (洋)
04	2015. 5. 23 2015. 5. 23	西日本支部に愛知県、岐阜県(赤文字部)追加	中村 (信)	植木	平島
05	2016. 6. 04 2016. 6. 04	役員数及び役員名簿改定(赤文字部)	南部	中村 (信)	横山
06	2017. 6. 04 2017. 6. 04	慶弔条項内容および役員名簿改定(赤文字部)	南部	横山	平島



第1章 総則

(名称)

第1条 本会は、**苫小牧工業高等専門学校同窓会「樽前会」西日本支部**と称する。

(目的)

第2条 本会は、西日本に在住する会員相互の親睦をはかり、苫小牧工業高等専門学校(以下「本校」という。)ならびに苫小牧工業高等専門学校同窓会(以下「本校同窓会」という)の発展に協力することを目的とする。

(事業)

第3条 本会は、前条の目的を達成するために次の事業を行う。

- (1) 支部会報、支部会員名簿の発行
- (2) 本校ならびに本校同窓会との連絡及び協力
- (3) 会員相互の親睦や本会目的達成の為の諸事項

(支部および会員の構成)

第4条 支部の連絡事務所は、支部長(樽前会会長)の指定する所在地に置く。

2 樽前会は、西日本(富山県、石川県、福井県、滋賀県、**愛知県、岐阜県**、京都府、大阪府、奈良県、和歌山県、兵庫県、岡山県、鳥取県、広島県、山口県、島根県、徳島県、愛媛県、香川県、高知県、福岡県、熊本県、大分県、宮崎県、佐賀県、長崎県、鹿児島県、沖縄県)に在住する会員にて構成する。

3 支部の役員および構成者に変更が生じた場合には、速やかに本校同窓会長に報告しなければならない。

第2章 会員

(会員)

第5条 本会は、次の各号に掲げる会員をもって組織する。

- (1) 正会員 本校本科卒業生及び専攻科修了生全員
- (2) 準会員 本校本科卒業生及び専攻科修了生に準じるもので幹事会の承認を得た者
- (3) 特別会員 本校教職員及び本校関係者で理事会の承認を得た者

第3章 役員

(役員)

第6条 本会に、次の各号に掲げる役員を置く。

- (1) 支部長(会長) 1名
- (2) 副支部長(副会長) **若干名**
- (3) 幹事長 1名
- (4) 幹事 若干名
- (5) 監査 2名
- (6) 顧問 若干名

(役員の任期)

第7条 役員の任期は、2ヶ年とする。ただし、地域からの転居や異動により継続が困難な場合は臨時幹事会にて暫定の代理者を選任し運営に当たり、半年以内に役員会を開催して欠員の役員を選出する。尚、役員の任期満了に伴う改選に際して再任は妨げない。

(役員を選出)

第8条 第6条の役員を選出は、次の各号に掲げるとおりとする。

- (1) 支部長および監査は正会員及び準会員の中から役員会において選出する。
- (2) 幹事は、正会員及び準会員の中から会長が任命する。
- (3) 副支部長及び幹事長は、幹事の互選に基づき会長が任命する。
- (4) 顧問は、本校同窓会の顧問、本校同窓会長および幹事会で承認を得た者に委嘱をする。

(役員の仕事)

第9条 第6条の役員の仕事は、次の各号に掲げるとおりとする。

- (1) 支部長は、本会を代表し、会務を総括する。
- (3) 副支部長は、支部長を補佐し、会長の不在事態時には、その職務を代行する。
- (4) 幹事長は、支部長の命により会務の処理をおこない、幹事を指揮して事務局の運営にあたる。
- (5) 幹事は、幹事長を補佐し、会務を分掌する。
- (6) 支部長は、本校および本校同窓会との連絡調整にあたる。
- (7) 監査は、本会の会計を監査し、幹事会に報告する。
- (8) 顧問は、本会の運営について、その諮問に応ずる。

第4章 会 議

(会議の種類)

第 10 条 会議は、支部総会、役員会及び幹事会とする。

(支部総会)

第 11 条 支部総会は、必要に応じ、支部長が招集する。

2 総会の議長及び副議長は、出席正会員及び準会員より選出する。

(支部総会の通知)

第 12 条 支部長は、支部総会の目的、期日及び場所を、支部会員に通知しなければならない。

(支部総会の審議事項)

第 13 条 支部総会は、次の各号に掲げる事項について審議する。

- (1) 支部事業計画について
- (2) 幹事会にて必要と認めた事項
- (2) その他

(役員会)

第 14 条 役員会は、次の各号に掲げる事項について審議し、出席者の過半数により議決するものとする。

- (1) 会則の制定、改廃に関すること。(但し簡易な内容は幹事会で変更出来る)
- (2) 前年度事業報告及び収支決算報告
- (3) 前年度収支監査報告
- (4) 当該年度事業計画及び収支予算
- (5) 役員の選出
- (6) 委員会の設置、解散に関わること。
- (7) その他重要事項

(役員会の構成)

第 14 条の2 役員会は、次の各号に掲げる者にて構成する。

- (1) 支部長
- (2) 副支部長
- (3) 幹事長
- (4) 各期各科卒業生又は修了生の中から支部長が選出した幹事
- (5) 監査

(幹事会)

第 15 条 幹事会は、幹事長、幹事をもって組織し、会の直接的な運営上の業務に必要な事項を審議する。

2 幹事会には必要に応じ他の役員も出席することができる。

3 幹事会は、幹事長が招集し、その議長となる。

(幹事会の開催)

第 16 条 幹事会は、次の各号に掲げるときに開催する。

- (1) 支部長の要請があったとき。
- (2) 幹事長が必要と認めたとき。
- (3) 幹事の過半数が要求したとき。

(幹事会の定数及び議決)

第 17 条 幹事会は、その構成員の過半数をもって成立する。ただし、委任状の提出者は出席と見なす。
2 幹事会の議決は、多数決による。賛否同数の場合は議長に決する。

第5章 会計

(会計年度)

第 18 条 本会の会計年度は、毎年4月1日に始まり翌年3月末日に終わる。

(会の収入金)

第 19 条 本会の目的達成及び運営に関する経費は、本校同窓会よりの給付金(正会員及び準会員が本校の卒業時等で既に納入している会費)および寄付金その他の収入をもって充てる。

(会費)

第 20 条 支部会にて定期的な会費徴収は定めず、事業の企画に応じて都度に設定して臨時徴収するものとする。
2 特別会員は、原則として会費徴収を行わない。

(臨時会費)

第 21 条 特別の事業を行う場合は、臨時会費を徴収することが出来る。
2 前項の決定は、幹事会の議決を得なければならない。

(慶弔に関する支出)

第 22 条 会員の逝去**慶弔に関する**情報を得た場合には、西日本支部より弔慰金 10,000 円を支出する。**柔軟に対応して幹事会の議決を得たうえで支出する。**

(会費の納入方法)

第 23 条 事業企画に伴う会費ならびに臨時会費は、納入方法を幹事長が指定する方法で納入しなければならない。

第6条 事務局

(事務局の設置)

第 24 条 本会の本部には事務局を置く。
2 事務局は、本会の事務を処理する。

(事務局の構成)

第 25 条 幹事長は、業務に応じて事務局を編成する為に幹事より事務局員を選任する。
2 事務局は、本会の幹事長が統括し代表する。
3 事務局員は、幹事長の命を受けて本会の業務に必要な処理をする。

第7章 その他

(会員の異動届)

第 26 条 会員は、住所・氏名・職業(勤務先)等に変更が生じた場合は、事務局へ速やかにその旨届けでなければならない。

(附 則1)

苫小牧工業高等専門学校同窓会「樽前会」西日本支部の発足に向けて準備会が遂行した、各種の取り決めおよび調整事項の中で、支部総会、役員会、幹事会にて審議漏れの事項があった場合は、速やかに幹事会にて審議を行い処置する。

2 この会則は、2006 年(平成 18 年)11月18日から施行する。

苫小牧高専同窓会西日本支部「樽前会」役員名簿

苫小牧工業高等専門学校同窓会西日本支部「樽前会」会則

1. 第5期役員 (2016.June.04~)

	役 職	卒業学科	卒業期	氏 名
1	支部長	工業化学科	1972年(C4)	南部 満 (なんぶ みつる)
2	副支部長	機械工学科	1978年(M10)	平島 保 (ひらじま たもつ)
3	幹事長	工業化学科	1983年(C15)	横山 進 (よこやま すずむ)
4	監査役	機械工学科	1970年(M2)	中野 仁 (なかの ひとし)
5	監査役	工業化学科	1982年(C14)	高梨 裕巳 (たかなし ひろみ)
6	幹事	電気工学科	1969年(E1)	馬場 昌昭 (ばば まさあき)
7	幹事	電気工学科	1979年(E11)	長嶺 高宏 (ながみね たかひろ)
8	幹事	電気工学科	1984年(E16)	賀集 啓臣 (かじゅう ひろおみ)
9	幹事	工業化学科	1972年(C4)	石川 雅巳 (いしかわ まさみ)
10	幹事	工業化学科	1984年(C16)	嶋田 努 (しまだ つとむ)
11	幹事	電気工学科	1986年(E18)	中村 裕文 (なかむら ひろふみ)
12	幹事	土木工学科	1986年(D13)	堀 重伸 (ほり しげのぶ)
13	幹事	機械工学科	1988年(M20)	丸山 学 (まるやま まなぶ)
14	幹事	物質工学科	2000年(S2)	葛西 健一 (かさい けんいち)
15	幹事	機械工学科	2002年(M34)	田中 伸和 (たなか のぶかず)
16	幹事	電気工学科	2004年(E36)	源 朋之 (みなもと ともゆき)
17	幹事	物質工学科	2004年(S6)	野坂 史郎 (のさか しろう)
18	顧問	機械工学科	1969年(M1)	大内 博 (おおうち ひろし)
19	顧問	機械工学科	1969年(M1)	森 健一 (もり けんいち)
20	顧問	機械工学科	1969年(M1)	植木 直重 (うえき なおしげ)
21	顧問	工業化学科	1970年(C2)	中村 洋幸 (なかむら ひろゆき)
22	顧問	機械工学科	1975年(M7)	原口 哲朗 (はらぐち てつろう)

附則2.

支部長就任のルール化

円滑に支部長交代を進める為、ルール化します。

1. 立候補を優先とするが、該当者がいない場合は卒業年順送りとする。
2. 次の支部長候補者が他地域に赴任等で関西在住から離脱する場合は次の支部長候補者が繰り上がり就任する。
3. 一時期、関西を離れているが、関西在住に復帰した場合は必ず支部長に就任する。

就任順序	卒業期	氏名	期間
1	機 1期 (69年)	植木 直重	2007~2008年
2	化 2期(70年)	中村 洋幸	2009~2011年
3	化 4期 (72年)	南部 満	2016~
4	機 4期 (72年)	中村 信一	2014~2015年
5	機 7期(75年)	原口 哲朗	2012~2013年
6	機10期 (78年)	平島 保	
7	電11期 (79年)	長嶺 高広	
8	電16期 (84年)	賀集 啓臣	
9	機16期 (84年)	小野木崇文	
10	化16期 (84年)	嶋田 努	